

## 1. 総合計画の策定に当たって

平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画が必要であると考え、引き続き策定します。生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、「基本構想」(生駒市のビジョン)と「基本計画」(行政運営のプラン)から構成するものとし、計画期間を次のとおりとします。

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 基本構想    | 平成31・新元号元(2019)年度から概ね20年間             |
| 第1期基本計画 | 平成31・新元号元(2019)年度から新元号5(2023)年度までの5年間 |

## 2. 基本構想

### ●将来ビジョン

多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち(ステージ)で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるようまち全体が応援してくれる、そういうまちへと本市が進んでいくことを目指して、「**自分らしく輝けるステージ・生駒**」を将来都市像として掲げます。

将来都市像を実現するために、市民憲章のまちづくりの考えと自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を踏まえて、6つのまちづくりの目標を定めます。

【将来都市像】

【まちづくりの目標】

自分らしく輝けるステージ・生駒

- (1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち
- (2) 未来を担う子どもたちを育むまち
- (3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち
- (4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち
- (5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち
- (6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

### ●まちづくりの推進

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方、行政経営を行う上での基本的な方針を定めます。まちづくりの基本的考え方では、多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めることを掲げています。また、長期的な視野で、これまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要なことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。

|               |  |
|---------------|--|
| まちづくりの基本的な考え方 | ●市民主体のまちづくり ●自助・共助・公助 ●多様な主体との協創によるまちづくり |
| 行政経営の基本方針     | ●持続可能な社会を支える行政経営 ●証拠に基づく政策づくり            |
| 戦略的なまちづくりの視点  | ●生活構造の視点 ●社会構造の視点 ●都市構造の視点               |

### 3. 基本計画

#### (1) 総論

##### ● 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取り組を進めます。戦略的施策としては、3つのテーマに沿って50の取組を掲げています。

|       |  |
|-------|--|
| 基本的施策 | まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策                         |
| 経営的施策 | 持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策                       |
| 戦略的施策 | 生活・社会・都市構造の3つの視点から、分野横断的な展開により、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策 |

##### 戦略的施策の例

| テーマ                       | 施策        | 取組 (例)   |
|---------------------------|-----------|--|
| 個人のライフスタイルや価値観の多様化への対応    | 住宅環境      | 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現と多様な住まい方・暮らし方への受容と理解の促進      |
|                           | 都市活力創造    | 夢や目標の実現を目指す人や新しい暮らし方をする人の可視化とつながりや交流の支援          |
| 人口減少・人口構造の変化への対応          | 母子保健      | 不育症治療・一般不妊治療費の助成による経済的負担の軽減                      |
|                           | 子ども・子育て支援 | 待機児童解消に向けた、保育所の開設と保育士の確保                         |
| 生活構造や社会構造の変化に対応した都市機能の見直し | 都市づくり     | 時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるための、柔軟で合理的な土地利用の推進 |
|                           | 行政経営      | 人口減少や人口構造の変化を見据えた、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修時期などの決定     |

##### ● 計画の進行管理と見直し

施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「新規・主要事業ヒアリング」「予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

基本計画については、計画の進行管理（モニタリング）をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることとします。

#### (2) 各論

施策の大綱に沿って、30の小分野（施策）及び79の細分野を設定し、細分野ごとに、5年後に実現を目指す『5年後のまち』を掲げ、それを実現するための『行政の5年間の主な取組』や『市民ができること』、『事業者ができること』を示しています。